**評価手順書（加算方式）**

**様式 16**

1. 落札方式及び総合評価点の計算

（１）落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、（２）総合評価点の計算によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。なお、総合評価点の最も高い者が2者以上となった場合、技術点が最も高い者を落札者とする。

ア　入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ　評価得点基準表の必須要件に記載される項目の要件を、全て満たす提案書を提出していること。

（２）総合評価点の計算

総合評価点　＝　技術点　＋　価格点

技術点＝基礎得点＋加点

価格点＝価格点の配分　×　（１　－　入札価格　÷　予定価格）

　　※技術点と価格点の点数配分については100：50とする。

２．提案書等評価の手続

（１）一次評価

　ア　適合証明書の必須要件のうち資料有無の欄に「有り」と記入されている。

　イ　適合証明書の必須要件のうち資料有無の欄に提案書のページ番号が記入されている。

（２）二次評価

　（１）一次評価に合格した提案書等に対し、３．技術点の評価方法に基づき採点を行う。この際、評価得点基準表のうち必須要件の項目が一項目でも「不合格」となった場合、その入札者を不合格とする。

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（加点部分の点数）の平均（小数第３位切捨て）を加点とし、基礎得点と合計したものを技術点とする。

３．技術点の評価方法

（１）技術点の得点配分

　　技術点は基礎得点と加点の二種類に分かれており、それぞれの得点配分は評価得点基準表の「基礎得点」欄及び「得点」欄に記載のとおり。

（２）基礎得点評価

　　基礎得点は、評価得点基準表のうち必須要件にのみ設定されている。評価の際には評価得点基準表の判定基準を満たしている場合には「合格」となり、満たしていない場合は「不合格」となる（基礎得点を評価する際の観点は、評価得点基準表の必須要件のうち「判定基準」欄を参照のこと。）。

（３）加点評価

　　加点は、特定の評価項目について設定されており、評価得点基準表の加点要件の評価項目のうち「評価内容」欄の記載に沿って評価を行う。

以上